

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
36	特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務(新型コロナウイルス及び物価高騰に対する低所得者支援給付金) 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

館山市は、特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務(新型コロナウイルス及び物価高騰に対する低所得者支援給付金)における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生するリスクを回避するために、特定個人情報ファイルの適正な取扱いを確保し、特定個人情報の漏えいその他の事態を未然に防ぐため、事前分析を行い適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

館山市長

公表日

令和7年7月3日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	<p>特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務(新型コロナウイルス及び物価高騰に対する低所得者支援給付金)</p>
②事務の概要	<p>①令和3年度及び令和4年度館山市子育て世帯等臨時特別支援事業(住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金)【令和4年12月31日終了】 基準日(※)において本市に住居登録があり、世帯全員の令和3年度または令和4年度住民税均等割が非課税である(均等割が減免され非課税である場合も含む)世帯に対し、1世帯10万円の給付金の給付を行う。 また、課税世帯であるものの、月の収入が住民税均等割非課税相当に減収した世帯に対して、申請により1世帯10万円の給付金の給付を行う。</p> <p>※基準日は、令和3年度住民税非課税世帯は令和3年12月10日、令和4年度住民税非課税世帯は令和4年6月1日</p> <p>②令和4年度館山市子育て世帯等臨時特別支援事業(電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金)【令和5年3月31日終了】 基準日(令和4年9月30日時点)において本市に住居登録があり、世帯全員の令和4年度住民税均等割が非課税である(均等割が減免され非課税である場合も含む)世帯に対し、1世帯5万円の給付金の給付を行う。 また、課税世帯であるものの、月の収入が住民税均等割非課税相当に減収した世帯に対して、申請により1世帯5万円の給付金の給付を行う。</p> <p>③令和5年度館山市非課税世帯給付金【令和5年12月28日終了】 基準日(令和5年6月1日時点)において本市に住居登録があり、世帯全員の令和5年度住民税均等割が非課税である(均等割が減免され非課税である場合も含む)世帯に対し、1世帯3万円の給付金の給付を行う。</p> <p>④令和5年度千葉県館山市住民税非課税世帯給付金(追加給付)【令和6年6月30日終了】 基準日(令和5年12月1日時点)において本市に住居登録があり、世帯全員の令和5年度住民税均等割が非課税である(均等割が減免され非課税である場合も含む)世帯に対し、1世帯7万円の給付金の給付を行う。</p> <p>⑤令和5年度住民税均等割のみ課税世帯給付金【令和6年9月30日終了】 基準日(令和5年12月1日時点)において本市に住居登録があり、世帯全員の令和5年度住民税均等割が非課税である者(均等割りが減免され非課税である場合も含む)及び令和5年度住民税均等割のみ課税である者のみで構成された世帯(ただし、世帯全員が令和5年度住民税非課税である場合を除く)に対し、1世帯10万円の給付金の給付を行う。</p> <p>⑥令和5年度子ども加算給付金【令和6年9月30日終了】 上記④・⑤の給付対象となった世帯の世帯内で扶養されている18歳以下(平成17年4月2日以降に生まれたもの)の児童1人あたり5万円の給付を行う。</p> <p>⑦令和6年度館山市低所得者支援給付金の支給事務 基準日(令和6年6月3日)において本市に住居登録があり、世帯全員の令和6年度住民税所得割が非課税である世帯に対し1世帯10万円の給付金の給付を行う。(ただし、住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯並びに「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」の低所得支援枠を活用した令和5年度非課税世帯または均等割のみ課税世帯に対する給付金の給付対象世帯となっていた世帯を除く) また、給付金の給付対象となった世帯の世帯内で扶養されている18歳以下(平成18年4月2日以降に生まれたもの)の児童1人あたり5万円を給付する。</p>
③システムの名称	<p>非課税世帯等給付金システム・R4非課税世帯給付金システム・価格高騰支援給付金システム・R5価格高騰給付金システム・R5価格高騰(追加)システム・低所得者の子ども加算システム・R6価格高騰給付金システム・R6低所得子ども加算システム・統合宛名システム・自治体中間サーバー</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
<p>特定公的給付(住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金、令和5年度館山市非課税世帯給付金、令和5年度千葉県館山市住民税非課税世帯給付金(追加給付)、令和5年度住民税均等割のみ課税世帯給付金、令和5年度子ども加算給付金、令和6年度低所得者支援給付金)ファイル</p>	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の135の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第74条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(照会の根拠) ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表160の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部社会福祉課
②所属長の役職名	社会福祉課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課行政管理係 〒294-8601 千葉県館山市北条1145番地の1 0470-22-3218
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総務部総務課行政管理係 〒294-8601 千葉県館山市北条1145番地の1 0470-22-3218
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 <input type="checkbox"/> 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を含む書類は、施錠できる書庫等に保管すること、電子ファイルについては、サーバー内に保存することを徹底している。
9. 監査	
実施の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報ファイルを取り扱う際に生じる個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月31日	表紙評価書名	特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務(住民税非課税世帯等臨時特別給付金等) 基礎項目評価書	特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務(令和3年度から令和5年度における新型コロナウイルス及び物価高騰に対する給付金) 基礎項目評価書	事後	
令和6年10月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務(住民税非課税世帯等臨時特別給付金等)	特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務(令和3年度から令和5年度における新型コロナウイルス及び物価高騰に対する給付金)	事後	
令和6年10月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>①「令和4年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領の改正について」(令和4年5月26日付け府政経運第280号内閣府政策統括官(経済財政運営担当)通知)による住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給の実施のための基礎とする情報の管理に関する事務</p> <p>【概要】 本給付金の積極支給対象者の選定、および、申請者の支給要件の該当性を判定する事務を行う。</p> <p>【事務処理】 ○積極支給 令和3年12月10日時点で住民基本台帳に登録のある者のうち、令和3年度分又は令和4年度分の市町村民税均等割が非課税である者又は均等割が減免された者のみで構成された世帯に対し、給付金の積極支給の案内を行う。</p> <p>○家計急変者に対する支給 課税世帯であるものの、月の収入が均等割非課税相当に減収した世帯については、申請により、非課税相当と認められれば給付金を支給するため、当該申請に係る世帯申請書(請求書)および申立書の審査を行う。</p>	<p>①令和3年度及び令和4年度館山市子育て世帯等臨時特別支援事業(住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金)【令和4年12月31日終了】</p> <p>基準日(※)において本市に住民登録があり、世帯全員の令和3年度または令和4年度住民税均等割が非課税である(均等割が減免され非課税である場合も含む)世帯に対し、1世帯10万円の給付金の給付を行う。</p> <p>また、課税世帯であるものの、月の収入が住民税均等割非課税相当に減収した世帯に対して、申請により1世帯10万円の給付金の給付を行う。</p> <p>※基準日は、令和3年度住民税非課税世帯は令和3年12月10日、令和4年度住民税非課税世帯は令和4年6月1日</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 (上欄続き)	②「令和4年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領の改正について」(令和4年9月26日付け府政経運第394号内閣府政策統括官(経済財政運営担当)通知)による電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給の実施のための基礎とする情報の管理に関する事務 【概要】 本給付金の積極支給対象者の選定、および、申請者の支給要件の該当性を判定する事務を行う。 【事務処理】 ○積極支給 令和4年9月30日時点で住民基本台帳に登録のある者のうち、令和4年度分の市町村民税均等割が非課税である者又は均等割が減免された者のみで構成された世帯に対し、給付金の積極支給の案内を行う。 ○家計急変者に対する支給 課税世帯であるものの、月の収入が均等割非課税相当に減収した世帯については、申請により、非課税相当と認められれば給付金を支給するため、当該申請に係る世帯申請書(請求書)	②令和4年度館山市子育て世帯等臨時特別支援事業(電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金)【令和5年3月31日終了】 基準日(令和4年9月30日時点)において本市に住居登録があり、世帯全員の令和4年度住民税均等割が非課税である(均等割が減免され非課税である場合も含む)世帯に対し、1世帯5万円の給付金の給付を行う。 また、課税世帯であるものの、月の収入が住民税均等割非課税相当に減収した世帯に対して、申請により1世帯5万円の給付金の給付を行う。	事後	
令和6年10月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 (上欄続き)	③住民税非課税世帯給付金支給の実施のための基礎とする情報の管理に関する事務 【概要】 館山市住民税非課税世帯給付金支給事務実施要綱に基づく給付金の積極支給対象者の選定、および、申請者の支給要件の該当性を判定する事務を行う。 【事務処理】 ○積極支給 令和5年6月1日時点で住民基本台帳に登録のある者のうち、令和5年度分の市町村民税均等割が非課税である者、均等割が減免された者又は均等割のみ課税である者のみで構成された世帯に対し、給付金の積極支給の案内を行う。	③令和5年度館山市非課税世帯給付金【令和5年12月28日終了】 基準日(令和5年6月1日時点)において本市に住居登録があり、世帯全員の令和5年度住民税均等割が非課税である(均等割が減免され非課税である場合も含む)世帯に対し、1世帯3万円の給付金の給付を行う。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 (上欄続き)	④住民税非課税世帯給付金(追加給付)支給の実施のための基礎とする情報の管理に関する事務 【概要】 館山市住民税非課税世帯給付金(追加給付)支給事務実施要綱に基づく給付金の積極支給対象者の選定、および、申請者の支給要件の該当性を判定する事務を行う。 【事務処理】 ○積極支給 令和5年12月1日時点で住民基本台帳に登録のある者のうち、令和5年度分の市町村民税均等割が非課税である者、均等割が減免された者又は均等割のみ課税である者のみで構成された世帯に対し、給付金(追加給付)の積極支給の案内を行う。	④令和5年度千葉県館山市住民税非課税世帯給付金(追加給付)【令和6年6月30日終了】 基準日(令和5年12月1日時点)において本市に住民登録があり、世帯全員の令5年度住民税均等割が非課税である(均等割が減免され非課税である場合も含む)世帯に対し、1世帯7万円の給付金の給付を行う。 ⑤令和5年度住民税均等割のみ課税世帯給付金【令和6年9月30日終了】 基準日(令和5年12月1日時点)において本市に住民登録があり、世帯全員の令和5年度住民税均等割が非課税である者(均等割りが減免され非課税である場合も含む)及び令和5年度住民税均等割のみ課税である者のみで構成された世帯(ただし、世帯全員が令和5年度住民税非課税である場合を除く)に対し、1世帯10万円の給付金の給付を行う。	事後	
令和6年10月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 (上欄続き)	-	⑥令和5年度子ども加算給付金【令和6年9月30日終了】 上記④・⑤の給付対象となった世帯の世帯内で扶養されている18歳以下(平成17年4月2日以降に生まれたもの)の児童1人あたり5万円の給付を行う。	事後	
令和6年10月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 (上欄続き)	-	⑦令和6年度館山市低所得者支援給付金の支給事務 基準日(令和6年6月3日)において本市に住民登録があり、世帯全員の令和6年度住民税所得割が非課税である世帯に対し1世帯10万円の給付金の給付を行う。(ただし、住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯並びに「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」の低所得支援枠を活用した令和5年度非課税世帯または均等割のみ課税世帯に対する給付金の給付対象世帯となっていた世帯を除く) また、給付金の給付対象となった世帯の世帯内で扶養されている18歳以下(平成18年4月2日以降に生まれたもの)の児童1人あたり5万円を給付する。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	非課税世帯等給付金システム・R4非課税世帯給付金システム・価格高騰支援給付金システム・統合宛名システム・R5価格高騰給付金システム・R5価格高騰(追加)システム・自治体中間サーバー	非課税世帯等給付金システム・R4非課税世帯給付金システム・価格高騰支援給付金システム・R5価格高騰給付金システム・R5価格高騰(追加)システム・低所得者のこども加算システム・R6価格高騰給付金システム・R6低所得こども加算システム・統合宛名システム・自治体中間サーバー	事後	
令和6年10月31日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	特定公的給付(住民税非課税世帯等臨時特別給付金等)ファイル	特定公的給付(住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金、令和5年度館山市非課税世帯給付金、令和5年度千葉県館山市住民税非課税世帯給付金(追加給付)、令和5年度住民税均等割のみ課税世帯給付金、令和5年度こども加算給付金、令和6年度低所得者支援給付金)ファイル	事後	
令和6年10月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の101の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第5号)第74条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示(令和3年/内閣府・総務省/告示第1号)第5号及び第7号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示(令和5年/デジタル庁・総務省/告示第23号)第37号 	<ul style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の135の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第74条 	事後	
令和6年10月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>(館山市が照会する根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号 番号法別表第二の121の項 <p>(館山市が提供する根拠) なし</p>	<p>(照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表160の項 	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月31日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	—	十分である	事後	新様式による追加
令和6年10月31日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠	—	特定個人情報を含む書類は、施錠できる書庫等に保管すること、電子ファイルについては、サーバー内に保存することを徹底している。	事後	新様式による追加
令和6年10月31日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策	—	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	新様式による追加
令和6年10月31日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	—	十分である	事後	新様式による追加
令和6年10月31日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	—	特定個人情報ファイルを取り扱う際に生じる個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じている。	事後	新様式による追加
令和7年7月3日	—	—	以下の評価書を本評価書へ統合 032. 特定公的給付に関する事務(非課税世帯給付等)基礎項目評価書	事後	